

認知症 認知症カフェ活動に補助金を交付

認知症の方やその家族が住み慣れた地域の中で安心して生活できるように、住民が主体的に運営する認知症カフェ※に対して、運営に必要な費用の一部を補助します。

※誰もが気軽に参加でき、認知症や介護に関する相談、情報交換などを行える交流の場

対象団体(次の全てを満たすこと)

- ・市を拠点とする団体で、5名以上で構成し、半数以上が市内在住
- ・構成員に認知症の方の介護経験がある人などが1名以上在籍している
- ・月1回・1時間以上活動している

・市から他の委託料や補助金を受けていない など

補助内容

- ・基礎補助額 上限48,000円/年
- ・利用者数加算 10〜20人未満 500円/月 20人以上 1,000円/月
- ・開催回数加算 月2回以上 500円/月



受付期限 6月30日(水)

申請方法 市役所3階介護保険課、市ホームページにある募集要項を確認し、必要書類を窓口へ提出してください。

市役所3階介護保険課、市ホームページにある募集要項を確認し、必要書類を窓口へ提出してください。



▲ホームページはこちら

問・申請 (市)介護保険課 地域包括支援センター

健康・医療 福祉医療費受給者証を7月1日に更新

現在、高齢期移行・乳幼児等医療・母子家庭等医療・重度障害者医療・高齢重度障害者医療の助成を受けている方の各福祉医療費受給者証は6月30日(水)で有効期間が終了します。

7月からの受給者証は、令和2年中の所得により判定し(乳幼児等医療は所得制限なし)、対象となる方は新しい受給者証を6月下旬に郵送します。受給資格がなくなる方や申請などが必要な方には通知します。

なお、今年4月15日までに市県民税の申告ができなかった方には、受給者証の発行が遅れる場合があります。その場合は、後日、払い戻します。で、領収書、印鑑、振込先の分かる書類を用意の上、申請をお願いします。また、70〜74歳の方が医療機関での窓口負担の軽減を受けるには、高齢受給者証の提示が必要です。

問・申請 (市)医療保険課 福祉医療係

事業者支援 空き店舗への出店や既存店の魅力向上を支援

市内の空き店舗を活用して商売などを展開する事業(チャレンジショップ)や、既存店舗の魅力向上や感染防止対策に努める事業(市内既存店・商店)魅力向上支援事業に対して費用の一部を助成します。

チャレンジショップ

対象者 新規出店希望者

募集期間 6月25日(金)まで

助成内容 家賃補助(家賃の2分の1以内、上限月額7万円)

助成期間 最長12カ月間

市内既存店(商店)魅力向上支援事業

対象者 既存場所で3年以上継続

して事業を営む方(感染防止対策の場合は1年以上)など

募集期間 令和4年1月14日(金)まで

助成内容 改装・備品費助成(対象経費の3分の2以内・上限20万円(感染防止対策の場合は、対象経費の4分の3以内・上限10万円))

問・申請 商店街パワーアップ事業推進委員会

三木商工会議所

082-3190

三木市商店街連合会

083-33377

(市)商工振興課 商業労政係

募集 「町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定」の締結企業・団体を募集

市では、町ぐるみ健診として特定健診、各種がん検診などを実施しています。しかし、受診率は県平均を大きく下回っている状況です。

町ぐるみ健診の受診率向上を図るとともに、市民の皆さまの健康的な生活を実現することを目的に、市と協力して健診の普及・啓発活動に取り組んでいただける企業・団体を募集します。

対象 町ぐるみ健診の普及啓発に意欲があり、市内で営業活動や事業を行う企業・団体

活動内容

健診の広報、受診啓発、その他市民の健康保持・増進のための事業の連携

申請方法

市役所3階医療保険課、市ホームページにある申込書に必要事項を明記し、提出してください。



▲ホームページはこちら

問・申請 (市)医療保険課 国民健康保険係

消費生活 はかりの定期検査を実施

計量法の規定に基づき、吉川町区域において、はかりを取引や証明に使用している店舗、事業所などへ訪問して検査を実施します。

実施期間 6月15日(火)〜18日(金)

検査実施機関 (一社)兵庫県計量協会

問 (市)商工振興課 商業労政係



起業家支援 起業・第二創業をめざす方を支援

事業の立ち上げなどに必要な経費の一部を補助し、起業しやすい環境の整備を支援します。

対象(全ての要件を満たすこと)

- ・起業または第二創業をする日において、市内に住所および主たる事業所がある個人または法人
- ・補助金の交付決定を受けた日から5年以上継続して事業を営む意思がある
- ・市税を滞納していない
- ・過去に同じ補助金を受けていない

募集数 女性枠2件、若手枠(35歳未満)1件、一般枠1件

補助内容 補助対象経費の2分の1(上限50万円)。

さらに、事業に使用するために空き家を改修した場合は、当該費用の2分の1に相当する額を補助金額に加算(上限50万円)。

補助対象経費 事務所の賃料、備品購入費、広告宣伝費、空き家改修費※など市が認めるもの

※6カ月以上居住などの使用がないものなど条件あり(空き家バンクに登録されている物件は不問)。

問・申請 (市)商工振興課 中小企業振興係



▲ホームページはこちら

